

令和3年度

高齢者入所施設へのPCR検査助成事業の御案内

高齢者が入所する施設へのウイルスの持ち込みを未然に防ぐため、高齢者入所施設の新規入所予定者及び新規採用予定職員へのPCR検査等の費用について、高齢者入所施設に対して補助を令和2年度に引き続き実施します。

■ 補助対象

令和3年9月30日（木）までに、次の実施機関において、PCR検査又は抗原定量検査を実施した場合。

※抗原定性検査を受けた場合や他の補助制度等により補助を受けている場合、また行政検査は対象となりません。

※補助申請は、**令和3年10月末日までに**手続きを行ってください。

検査の実施機関	①施設の協力医療機関等であってPCR検査の実施できる医療機関
	②市内外のPCR検査の任意検査を行っている医療機関
	③民間の検査機関（唾液等を検査機関に郵送する方法等） ※検査キットを購入し、自ら検査キットの反応を確認する方法により判断するものは補助対象外

■ 対象者・対象施設

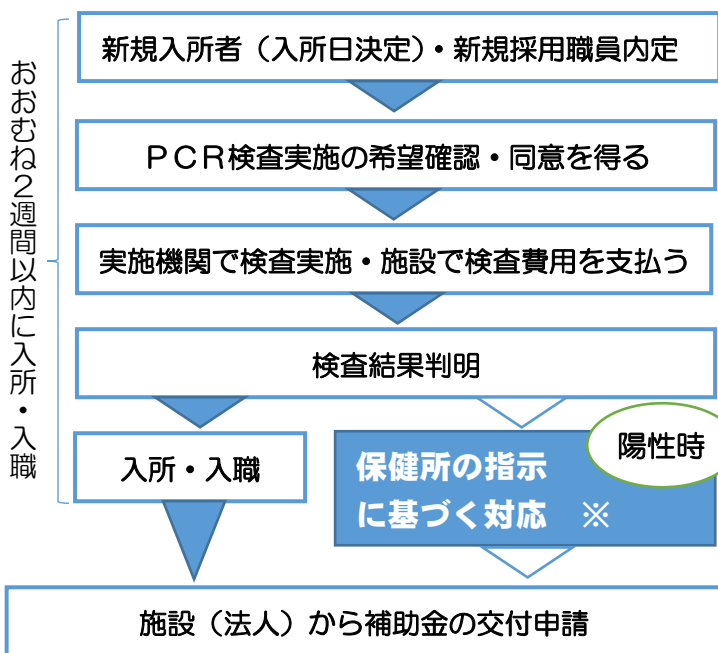
	対象施設	対象者
高齢者入所施設	①特別養護老人ホーム（地域密着型含む） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥有料老人ホーム ⑦サービス付き高齢者向け住宅 ⑧養護老人ホーム ⑨軽費老人ホーム ⑩生活支援ハウス	➤ 高齢者入所施設への新規入所予定者 ➤ 高齢者入所施設への新規採用予定職員（職種は問いません）

■ 補助基準（1人1回まで）

PCR検査	1件当たり20,000円を上限	※いずれも証明書等の諸費用を含みます。 上限を超える分は自己負担です。
抗原定量検査	1件当たり 7,500円を上限	

※検査費用を入所者又は新規採用職員が一時的に負担し、施設が後から支払う場合には、受領書をもらうなど、施設が支払ったことが分かるようにしておいてください。必要に応じて、提出を求められることがあります。

■ 補助金交付までの流れ



【重要】※陽性結果が出た場合

速やかに、下記に報告してください。

→**長寿社会課** 【TEL:25-9797】

「氏名」「住所」「生年月日」「連絡先電話番号」「検査結果が確認できるもの」について速やかに報告してください。（入所予定者の場合、「現在の滞在先」）※長寿社会課では市保健所と連携・対応します。

○医療機関で検査を行った場合は、本人に通知されるとともに、医師から保健所に届出されますが、長寿社会課にも報告してください。

◆ 補助申請

以下の①②③を郵送又は窓口（総合庁舎 2 階 14 番）に提出してください。

- ①申請書兼実績報告書【様式第1号】
- ②施設別実績報告書【様式第1号別紙1】
- ③検査費用が確認できる書類（領収書等）

※検査費用と諸経費（証明書等）内訳がわかるもの

※申請書等の様式は旭川市ホームページからダウンロードできます。

旭川市 HP > 事業者向け > 高齢者・介護保険 > お知らせ

◆ 申請書類等の審査・決定

提出のあった申請書類を審査し、交付決定兼交付額確定通知書が施設（法人）に通知されます。補助金交付請求書により振込先口座を確認後、指定の口座に補助金が振り込まれます。

～留意事項～

検査結果は、検査時点でのものです。陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性や、その後の感染の可能性もあるため、下記の感染対策は引き続き実施してください。

- ①手洗いやアルコールによる手指消毒の徹底【特に重要】
- ②定期的な換気
- ③共用部分（ドアノブ等）のアルコールや次亜塩素酸ナトリウム等による消毒
- ④入所者及び職員の毎日の健康管理及び記録
（体温のみではなく、咽頭痛がないかなど体調の異変も含めるとよい）
- ⑤体調不良である職員は積極的に休ませること

■お問合せ・申請先 ※E-mail 又は FAX でお問合せください

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎2階14番窓口

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

電話：25-9797

FAX：29-6404 E-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp